



平成 30 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社サンオータス
代 表 者 名 代表取締役社長 北 野 俊
(JASDAQ コード番号：7623)
問 い 合 せ 先 取締役 管理本部長 久米 健夫
T E L 045-473-1211(代表)

平成 30 年 4 月 期 第 3 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 係 る
承 認 申 請 書 提 出 決 定 の お 知 ら せ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項の規定する四半期報告書の提出期限に係る承認申請書を関東財務局に提出することを決定いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 67 期（平成 30 年 4 月 期）第 3 四 半 期 報 告 書
（自 平成 29 年 11 月 1 日 至 平成 30 年 1 月 31 日）

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 3 月 19 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 4 月 18 日

4. 当該四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

平成 30 年 3 月 5 日に公表した「弊社子会社におけるコンプライアンス違反取引の疑い及び第三者委員会設に関するお知らせ」に記載のとおり、弊社子会社であるメロポリタンモーターズ株式会社において、新車販売に係る取引に関してコンプライアンス違反の疑いのある事案が生じていることが判明いたしました。当社としては、当事案が契約者の購入意思に基づく取引であるのか、オートローン契約の手続きにおいて契約違反行為があったのではないかとといった疑念を抱いております。

監査法人からは、契約者である顧客が債務不存在を主張しており、販売実態が不明確であり、購入意思が確認できない取引について疑義があること、また、オートローン契約締結に伴う販売プロセスにおいて契約自体に疑義が生じており、実態把握を行うことが必要であり、これらの疑義は「重要な疑義の表示が生じる可能性のある誤謬」又は「不正による重要な虚偽表示の疑義」に該当し、その他の類似した不正がないかも含めて調査を行うことが必要であり、これらを評価するための追加的な監査手続きを行う必要があるとの指摘を受けております。

当社は、平成 30 年 3 月 5 日開催の臨時取締役会において独立性の高い第三者委員会を設置し、同日より第三者委員会での調査を開始しておりますが、関係者(当事者・信販会社・従業員)等に対するヒアリング、各販売取

引の調査及び確認事項が多く、詳細の把握には時間を要する見込みです。取引実態の解明と連結決算に与える影響額の算定のための調査に時間を要しております。

第三者委員会による取引の真偽についての調査、帳簿類の確認、関係者からのヒアリングに約3週間（平成30年3月5日を起点）、その後の報告書の取りまとめに約1週間、調査結果を踏まえた監査法人による監査手続きに約2週間の要が見込まれます。提出期限の平成30年3月19日時点では第三者委員会の報告書の取りまとめに約1週間、調査結果を踏まえた監査法人による監査手続きに約2週間の要が見込まれるため、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに対象となる四半期報告書を提出することが困難であるとの判断に至り、提出期限の延長申請を行うことといたしました。

影響額については、新車販売取引の中に顧客の購入意思が確認できないと認められた取引が含まれていた場合は、過年度にわたり当社の連結決算に影響を与えます。現在の時点で販売・納車実態のない取引は見つかりませんが、どれだけの連結会計期間に及ぶかは現在調査中であります。金額についても調査中であります。また、オートローンの組成が販売店である弊社子会社の契約違反であると判断された場合は、貸倒引当金の設定を行うこととなり当社の連結決算に影響を与えます。ただし、現状では不明な点が多く、顧客・信販会社との権利関係もあり、影響額は流動的であります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限に係る申請が承認されたときは、速やかに開示いたします。

また、延長後の提出期限である平成30年4月18日までに平成30年4月期第3四半期報告書を提出する予定であり、平成30年4月期第3四半期決算短信についても平成30年4月18日までに開示する予定であります。

以上